

## 大河原町げんきサロン管理規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、大河原町世代交流いきいきプラザ条例（平成25年条例第 号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、げんきサロンの管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用時間)

第2条 条例第5条に規定する利用者が、げんきサロン（以下「サロン」という。）を利用できる時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 条例第6条の規定により、サロンの多目的ホール、会議室及び調理実習室（以下「会議室等」という。）を占有して利用する場合は、午前9時から午後9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、利用時間を臨時に変更することができる。

### (休館日)

第3条 サロンの休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、臨時に開館日又は休館日を変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで

2 条例第6条の規定により、サロンの会議室等を占有して利用する場合は、前項第1号及び第2号に規定する日も開館することができるものとする。

### (使用の申請)

第4条 条例第6条の規定により、サロンの会議室等の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書は、使用しようとする日の3月前の月の初日から使用しようとする日の5日前までに提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (使用の許可等)

第5条 町長は、前条の許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の適否を決定し、使用を許可したときは使用許可書（様式第2号）により、使用を却下したときは、使用却下決定書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

### (使用許可事項の変更)

第6条 使用の許可を受けた者は、使用許可事項の変更を受けようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするときは、使用許可変更申請書（様式第4号）に使用許可書を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める軽微な事項を変更しようとする

きは、この限りでない。

3 町長は、前項の規定により使用許可変更申請書を受理したときは、その適否を決定し、変更の許可をするときは、使用変更許可書（様式第5号）により、変更を却下するときは、使用変更却下決定書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（使用料の返還）

第7条 条例第10条ただし書の規定により使用料を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者が天災その他自己の責めによらない理由により使用できない場合 全額
- (2) 使用者が使用しようとする期日前日までに使用の取り消しを申し出た場合 5割
- (3) 前2号に掲げる割合にかかわらず、冷暖房器具に係る使用料 全額

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、サロンの管理及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日より施行する。

様式第1号（第4条関係）

げんきサロン使用許可申請書

年 月 日

大河原町長 様

申請者住所

氏名 ㊟

(団体名 )

(電話 )

次のとおり使用したいので大河原町げんきサロン管理規則第4条の規定により申請します。

使用目的			
使用希望日時	年 月 日 時 分～ 時 分 ※時間は24時間表示		
使用会議室等名		使用人数	人
使用設備器具等			
使用責任者	住所		
	氏名	電話	
冷暖房使用の時間	有・無	時 分～	時 分
備考			

※ 使用希望日時の欄は、準備と後片付けの時間も含めて記入して下さい。

※ 時間は24時間表示で記入して下さい。

※ 申請者と使用責任者が同じ場合は、使用責任者欄への記入は不要です。

様式第2号（第5条関係）

げんきサロン使用許可書

年 月 日

申請者

様

(団体名

)

大河原町長 印

年 月 日付けで申請のありました大河原町げんきサロンの使用について、次のとおり使用を許可します。

使用目的			
使用希望日時	年 月 日 時 分～ 時 分 ※時間は24時間表示		
使用会議室等名		使用人数	人
使用設備器具等			
使用責任者	住所		
	氏名	電話	
冷暖房使用の時間	有・無	時 分～	時 分
使用料	会議室等使用料	円	
	冷暖房機使用料	円	
使用上の特別指示事項			
<p>遵守事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設、設備、備品等を毀損し、又は滅失しないこと。</li> <li>2. 使用した施設内の清掃及び整頓を行うこと。</li> <li>3. 施設内での風紀、秩序を乱さないこと。</li> <li>4. その他、職員の指示に従うこと。</li> </ol>			

※ 使用料は、別添納入通知書により使用日までに納入して下さい。

様式第3号（第5条関係）

げんきサロン使用却下決定書

年 月 日

申請者

様

（団体名

）

大河原町長 印

年 月 日付けで申請のありました大河原町げんきサロンの使用について、次のとおり使用を却下します。

記

却 下 理 由

却 下 理 由

様式第4号（第6条関係）

げんきサロン使用許可変更申請書

年 月 日

大河原町長 様

申請者住所

氏名 ㊟

(団体名 )

(電話 )

年 月 日付けで許可を受けた大河原町げんきサロンの使用について、許可を受けた事項を次のとおり変更したいので、許可書を添えて申し込みをします。

変更の理由				
使用日時	年 月 日 時 分～ 時 分 ※時間は24時間表示			
使用会議室等名		使用人数	人	
使用設備器具等				
使用責任者	住所			
	氏名		電話	
冷暖房使用の時間	有・無 時 分～ 時 分			
使用料		変更前	変更後	差額
	室料	円	円	円
	冷暖房	円	円	円
	計	円	円	円

※ 変更のある事項のみ変更後の内容を記入して下さい。変更のない事項の欄への記入は不要です。

※ 時間は24時表示で記入して下さい。

様式第5号（第6条関係）

げんきサロン使用変更許可書

年 月 日

申請者

様

(団体名

)

大河原町長 印

年 月 日付けで申請のありました大河原町げんきサロンの使用に係る許可を受けた事項の変更について、次のとおり許可します。

使用目的			
使用日時	年 月 日 時 分～ 時 分 ※時間は24時間表示		
使用会議室等名		使用人数	人
使用設備器具等			
使用責任者	住所		
	氏名	電話	
冷暖房使用の時間	有・無	時 分～	時 分
使用料	会議室等使用料	円	
	冷暖房機使用料	円	
使用上の特別指示事項			
遵守事項			
1. 施設、設備、備品等を毀損し、又は滅失しないこと。			
2. 使用した施設内の清掃及び整頓を行うこと。			
3. 施設内での風紀、秩序を乱さないこと。			
4. その他、職員の指示に従うこと。			

様式第6号（第6条関係）

げんきサロン使用変更却下決定書

年 月 日

申請者

様  
(団体名 )

大河原町長 印

年 月 日付けで申請のありました大河原町げんきサロンの使用に係る許可を受けた事項の変更について、次のとおり却下します。

記

却 下 理 由

様式第7号（第7条関係）

げんきサロン使用料返還請求書

年 月 日

大河原町長 様

請求者住所

氏名 ㊟  
(団体名 )  
(電話 )

年 月 日付けで許可を受けた大河原町げんきサロンの使用について、次の理由により使用の変更（取消し）をしたので、既に納入した使用料を返還されるよう請求します。

返還理由	使用申請年月日								
	使用予定年月日								
	変更（取消し）年月日								
	理由								
納入済み使用料									
返還対象割合									
返 還 金									
返還請求額 金 _____ 円									
口座振込依頼書									
振込先	銀行								
	金庫	支店							
	農協								
預金種別 (○でお囲み下さい)									
1. 普通	2. 当座 (口座番号)	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							
口座名義人 _____									